

ニセコ町デイサービスセンター  
重要事項説明書(介護)

ニセコ町デイサービスセンター

※ 当事業所は、介護保険の指定を受けています。

北海道指定第0172200024号

## 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にあるご利用者様に対し、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他利用者様に必要な日常生活の支援並びに機能訓練を行なうなど適正な通所介護サービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業者の内容

### (1) 事業者の概要

- ① 事業所名 ニセコ町デイサービスセンター
- ② 指定番号 0172200024号
- ③ 所在地 北海道虻田郡ニセコ町字有島87-5
- ④ 管理者の氏名 折内 光洋
- ⑤ 電話番号 0136-44-1950
- ⑥ FAX番号 0136-44-1615
- ⑦ サービスを提供する地域 ニセコ町全域

### (2) 事業所の職員体制

当事業所では、ご利用者様に対してサービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職名	職務の内容	職員数
管理者	・事業所業務の一元的管理を行います。	1名 (兼務)
生活相談員	・日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	1名
介護職員	・日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行ないます。	3名以上
看護職員	・心身の健康管理、口腔衛生、保健衛生管理業務全般の支援を行います。	1名以上
機能訓練指導員	・心身機能の向上、健康維持のための支援を行います。	1名 (兼務)
管理栄養士	・献立作成、衛生管理を行い、適切な食事提供の支援を行います。	1名 (兼務)

### (3) 設備の概要

- ① 食堂  
ご利用者様全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、ご利用者様全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えます。
- ② 機能訓練室  
ご利用者様が使用できる十分な広さを持つ機能訓練スペースを設け、目的に応じた機能訓練具等を備えます。
- ③ その他の設備  
設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

### (4) 定員及び営業時間

- ① 定員 30名
- ② 営業日 月～金曜日（12月31日～1月3日までは休業）
- ③ 営業時間 8時30分～17時30分  
サービス提供時間 9時30分～16時30分

### 3. サービスの内容

- ① 送迎サービス
- ② 健康状態の確認
- ③ 生活等に関する相談・助言
- ④ 食事の提供
- ⑤ 身体の運動機能の維持向上
- ⑥ レクリエーション活動（アクティビティ）
- ⑦ 趣味、生きがい活動
- ⑧ 入浴サービス

### 4. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、あらかじめ定めた「介護サービス提供票」等の書面に必要事項を記入し、作成します。作成完了後2年間は適正に保存し、ご利用者様の求めに応じて閲覧に供します。
- (2) 事業者は、一定期間毎に「介護サービス支援計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況に関する記録を作成し、通所介護計画の内容変更等に際しては、ご利用者様に説明のうえ更新いたします。

### 5. 利用者負担金

- (1) ご利用者様にお支払いいただく利用者負担金（食事代を除くものについては介護保険負担割合証の利用者負担の割合に記載されている割合の負担、食事代については自己負担となります。）は、下表のとおりです。この金額は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護保険法による介護報酬の金額です。

#### □ 介護報酬額

- (1) 基本料金（1回につき：負担割合1割の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	584円	689円	796円	901円	1,008円

※ 上表の基本利用料は、9:30~16:30までの6-7時間分の料金であり、利用時間によって料金が異なります。

- (2) 加算料金（負担割合1割の場合）

- ① 入浴介助加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1回のご利用につき40円
- ② 科学的介護推進体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ヶ月のご利用につき40円
- ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・・・・・・・・1回のご利用につき6円
- ④ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・介護サービス基本料金と加算料金（①～③）を含めた料金に9.0%相当額を算定します。

※ 上記（1）（2）については、ご利用者様の状況（負担割合証）により、2割又は3割負担となる事がありますのでご了承下さい。

- (3) その他の費用

- ① 昼食費 1食につき 600円
- ② 介護保険外のサービス（介護保険制度上の支給限度額を越える場合）には、全額自己負担となります。
- ③ レクリエーションや各種趣味活動の種類によって実費相当分を負担していただくことがあります。
- ④ 日常生活品（オムツ代等）などの必要な費用で、ご利用者様に負担していただくことが適当である費用については実費負担していただきます。

なお、ご利用の際に自宅から持参していただいてもかまいません。

- ⑤ 当日の連絡による欠席の場合には調理費及び食材料費として600円のキャンセル料が発生いたします。

## 6. ご利用者負担の支払いについて

ご利用者負担金は、以下のいずれかの方法で事業者にお支払い下さい。

- (1) 事業者へ直接現金でお支払いしていただきます。
- (2) 郵便局の自動口座引落を利用する。
  - ・毎月21日にご指定の口座から前月分の利用料金を引落としさせていただきます。
  - ・引落としの際に手数料毎月10円がかかります。
- (3) ようてい農協の自動口座引落を利用する。
  - ・毎月21日にご指定の口座から前月分の利用料金を引落としさせていただきます。
  - ・引落としの際に手数料毎月100円(税別)がかかります。
- (4) 北海道信用金庫の自動口座引落を利用する。
  - ・毎月21日にご指定の口座から前月分の利用料金を引落としさせていただきます。
  - ・引落としの際に手数料毎月50円(税別)がかかります。

## 7. キャンセル

- (1) ご利用者様がサービスの中止をする際には、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。  
連絡先…0136-44-1950
- (2) ご利用者様の都合でサービスを中止する場合には、サービスの利用前日の午後5時30分までに連絡をいただきますようお願いいたします。
- (3) 当日の連絡によるキャンセルについては調理費及び食材料費として600円のキャンセル料が必要となります。
- (4) 利用当日に迎えのため自宅訪問の際に、ご利用者様の身体的・精神的状態を考慮し、本会職員が当日のサービス利用を取りやめる必要があると判断した場合は、食事代キャンセル料(600円)を徴収しない場合があります。

## 8. サービス利用に関する留意事項

- (1) 事業所の職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことは出来ません。
- (2) 事業所内の喫煙スペース以外の喫煙は出来ません。
- (3) ご利用者様又はそのご家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- (4) ご利用者様は、事業所内の機械及び器具をご利用される際、必ず職員に言葉をお掛けください。
- (5) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- (6) 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- (7) お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故(食中毒等)につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

## 9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回、ご利用者様及び職員の防災避難訓練を行います。

## 10. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 11. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者様がデイサービス利用中、事故が発生した場合には速やかにご利用者様のご家族、関係機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものといたします。ただし、緊急の連絡が取れない場合には、事業所の判断により緊急対応を行うと共に、事故後速やかに連絡を行うものとします。
- (2) 発生した事故については、速やかに原因の調査を行うと共に、事故報告書を作成いたします。
- (3) 速やかに事故原因の調査を行うと共に、関係機関の周知を図り、再発防止に努めます。

## 12. 守秘義務に関する対策

- (1) 事業者は、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書（個人情報使用同意書）によりご利用者様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 13. ご利用者様の尊厳

ご利用者様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

## 14. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者様及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 15. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 16. 相談窓口・苦情処理

- (1) サービスに関する相談や苦情については下記の窓口で対応いたします。

苦情解決委員会 1 苦情解決責任者 施設長 折内 光洋 2 第三者委員 学識経験者（民生委員）高屋 清一 電話番号 0136-44-3351 学識経験者（福祉団体職員）芳賀 善範 電話番号 0136-44-2234 ニセコ福祉会監事 久保 吉幸 電話番号 0136-44-2583 3 施設委員 ニセコハイツ担当者代表 遠藤 結城 デイサービス担当者代表 坂口 裕真 居宅支援事業所担当者代表 本間 正宙 きら里担当者代表 新沼 さなえ	所在地 ニセコ町字有島 87 番地 4 電話番号 0136-44-2772 FAX 番号 0136-43-2116 対応時間 8:30～17:30
--	--

ニセコ町デイサービスセンター 担当 生活相談員 坂口 裕真	所在地 ニセコ町字有島 87 番地 5 電話番号 0136-44-1950 FAX 番号 0136-44-1615 対応時間 8:30~17:30
----------------------------------	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等が出来ます。

ニセコ町介護保険相談窓口 (ニセコ町役場保健福祉課) ニセコ町包括支援センター	所在地 ニセコ町字富士見 55 番地 電話番号 0136-44-2121 FAX 番号 0136-44-3500 対応時間 8:30~17:15
ニセコ町社会福祉協議会 (ニセコ町民センター内)	所在地 ニセコ町字富士見 95 番地 電話番号 0136-44-2234 FAX 番号 0136-43-2655 対応時間 8:30~17:15
ニセコ福祉会居宅介護支援事業所	所在地 ニセコ町字有島 87 番地 5 電話番号 0136-44-1960 FAX 番号 0136-44-1616 対応時間 8:30~17:30
北海道介護保険審査会 (北海道保健福祉部 高齢者保健福祉課介護保険審査会事務局)	電話番号 011-231-4111
北海道国民健康保険団体連合会	電話番号 011-231-5161

## 17. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、ご利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関…名称 ニセコ医院 住所 ニセコ町字富士見 2-11

## 18. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害について施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 19. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービス内容や課題等について、第三者評価の実施はしていません。

指定通所介護サービスの開始に当り、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 ニセコ町字有島 87 番地 5

事業所名 ニセコ町デイサービスセンター

指定番号 0172200024 号

管 理 者 折内 光洋 印

説 明 者 令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定通所介護サービスについて重要事項の説明を受け、同意しました。

<ご利用者様>

住所 ニセコ町字

氏名 印

<ご利用者様の代理人（選任した場合）>

住所 ニセコ町字

氏名 印（続柄）

電話番号 令和 年 月 日